主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人Aの上告趣意(後記)は、結局事実誤認、量刑不当の主張に帰し刑訴応急 措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

裁判官

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 福島幸夫関与

昭和二六年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長谷川
 太一郎

 裁判官
 井上
 登

島

保